

# 「5%天引きされた」障害者からメール

# 工賃にもインボイス?

10月から消費税の「インボイス（適格請求書）制度」が導入され、作業所の工賃の5%を理不尽に差し引かれて納得がいかない。障害のある人から「しんぶん赤旗」編集局に、そんなメールが届きました。工賃はインボイス制度の対象になるのでしょうか。（吉井亜紀）

メールの送り主は、精神月「インボイス制度の障害がある高齢男性で、「知らせ」として書類を、作業所の運営法人から渡された所」に通っています。10月



「預かり消費税」  
そこには、▽インボイス制度が10月から始まったことで作業所の利用者がそれぞれ消費税を納めなければならなくなった▽利用者個人がインボイス登録をする必要があるが、それぞれが

裁判結審はいつ頃の予定でしょうか。

私もB型事業所に通っていて10月からインボイスで工賃の5%を差っ引かれます。

よろしく願いたします。

男性から編集局に送信されてきたメール（一部加工）

## 「課税仕入れでない」周知必要

消費税を納めることは難しい状況が懸念される」とあり、そのため、消費税分として「およそ工賃の5%をお預かりする」と明記しています。

男性は10月に働いた分の工賃3万5千円余り（11月20日に支払い）から、「預かり消費税5%」として約1700円を差し引かれました。

18000の事業所が加盟する障害者団体「きょうさん」は「工賃から消費税分を差し引くという対応を取っている加盟事業所はない」と話します。

インボイスは業者間の取引が必要とされ、課税事業者が発行できるものです。就労継続支援B型作業所の工賃は、作業所の生産活動で得た収入から必要経費を除いた額を、作業所が障害者に分配して支払うものです。

厚生労働省の担当者によると、工賃は課税仕入れではないので、「利用者がインボイス登録の手続きをする必要はありません」。財務省の担当者も「課税事業者にならなければ取引

価格を引き下げるといった通知を一方的に行った場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある」と説明します。

### 問い合わせ数件

きょうさんのお田さんは、インボイス制度が始まった当初、制度と工賃の関係にかんする問い合わせを数件受けたといいます。

「厚労省はインボイス制度と工賃の関係について事務連絡などを出して周知してきました」と強調します。

男性はかつて、60歳で一般企業を定年退職し、64歳まで嘱託社員として働いていました。退職後、うつ状態になり、2年間の入院も経験。医師から何かしら活動に取り組んだほうがいいとアドバイスを受け、作業所で働くようになりまし

た。

「作業所に行くことで生活リズムがつけられるからいい。汗をかくほどハードな仕事だけど、それで健康でいられると感じる」と男性。この作業所で働き続け、インボイス制度導入前と同じ仕組みで工賃を支払われることが願いです。